

第8回シェアリングエコノミー検討会議 議事要旨

1. 日 時：平成29年9月29日（金）10:00～11:55

2. 場 所：中央合同庁舎第4号館 11階 共用第1特別会議室

3. 議 事

(1) 開会

(2) シェアリングエコノミー推進に向けた取組状況について

(3) 今後の方針について

(4) 意見交換

(5) その他

(6) 閉会

4. 配布資料

【資料8-1】シェアリングエコノミー推進プログラムの進捗状況について

【資料8-2】消費者庁 提出資料

【資料8-3】総務省地域力創造グループ 提出資料

【資料8-4】総務省情報流通行政局 提出資料

【資料8-5】経済産業省 提出資料

【資料8-6】環境省 提出資料

【資料8-7】北海道天塩町 提出資料

【資料8-8】株式会社パソナ様 提出資料

【資料8-9】今後の方針について

5. 参考資料

【参考8-1】内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局 提出資料

6. 出席者

(構成員) 中央大学大学院法務研究科 安念 潤司 主査
東京大学大学院情報学環 生貝 直人 構成員
一般社団法人シェアリングエコノミー協会 上田 祐司 構成員
一般財団法人日本情報経済社会推進協会 坂下 哲也 構成員
一般社団法人シェアリングエコノミー協会 重松 大輔 構成員 (※)

一般社団法人新経済連盟 関 聡司 構成員
森・濱田松本法律事務所 増島 雅和 構成員
一般財団法人日本消費者協会 松岡 万里野 構成員
弁護士法人英知法律事務所 森 亮二 構成員
(※重松構成員代理出席 シェアリングエコノミー協会 石原 遥平氏)

(関係省庁)消費者庁消費者政策課 田中 泰治 課長補佐
総務省地域力創造グループ地域政策課 村手 聡 課長
総務省情報流通行政局情報流通振興課 犬童 周作 課長
厚生労働省政策統括官付情報化担当参事官室 坂本 久美夫 情報化政策分析官
経済産業省商務情報政策局情報経済課 大関 尚人 係長
国土交通省総合政策局情報政策課 藤田 礼子 課長
環境省地球環境局地球温暖化対策課国内制度 池田 さゆみ 係長

(ゲスト) 北海道天塩町 齊藤 啓輔 副町長
株式会社パソナ ソーシャルイノベーション部 加藤 遼 副部長

(事務局) 遠藤 紘一 政府C I O
向井 治紀 副政府C I O
神成 淳司 副政府C I O
内閣官房情報通信技術 (IT) 総合戦略室 玉田 康人 次長、矢作 友良 次長、
柴崎 哲也 参事官、高田 裕介 企画官、座間 敏如 政府 C I O 上席補佐官

○安念主査 ただいまから、第8回「シェアリングエコノミー検討会議」を開催いたします。本検討会議の主査の安念でございます。お忘れの方も多かろうと思ひまして、自己紹介させていただきます。

皆様には、御多用の中、またこの界限では大変な騒ぎが起こっている中、お集まりをいただきまして、ありがとうございます。

本日、重松・中村・成原・持丸の4先生は御欠席と伺っております。重松構成員の代理として、シェアリングエコノミー協会の石原様においでいただいております。どうぞよろしく願ひいたします。増島構成員はちょっとお遅れになるようです。

初めに、遠藤政府CIOより御挨拶を頂戴いたします。

○遠藤政府CIO おはようございます。

シェアリングエコノミーは、いろいろな意味でますます重要になってきていると思います。特に、最初の「シェアリングエコノミー」という言葉が出てきた時代と比べると、「時代」と言っていぐらい差があると思うのですけれども、対象となっているものがどんどん増えてきている。それから、最初は物が対象だったものが、事といいますか、知識とかノウハウ、あるいはスキル、要するにちょっと見ではわからないものがどんどんシェアリングエコノミーの中心の中に入ってきているというふうに今なっていると思います。

もう一つは、シェアリングエコノミーの最初のころは既に存在している資産を対象にしてみましたけれども、今後というか、もう既にあちこち行われているわけですが、あるいは無意識のうちにシェアリングエコノミーという言葉を使わずにやっているものが随分あるわけですね。

それはどういうことかという、細々とした商店街があったのが、全部が寄り集まって大きなものをつくって、共通で使うものをシェアすることによってインシャルのコストを抑えていく、あるいは運営の費用も下げていくことによって、お客様によりよいサービスを提供していくというビジネスも、これも一種のシェアリングエコノミーではないかと私は考えております。

特に最近出てきている、例えば自動運転も各社が持っているいろいろなノウハウを寄せ集めて、よりよい安全なものをつくらうということで、あそこはまだシェアリングエコノミーという言葉は使っていないと思うのですけれども、間違いなくそうだなと思います。

そういうことから言いますと、多額の設備投資を既にしてしまったものも、これからするものも、いずれにせよみんなですぐに上手に使おうではないかということだと思います。

そうすると、いろいろな意味で、各者各様にやっていたいろいろな活動の成果をお互いが使いやすくするためには、どうしても標準化というものが無いと使い回しが効かない。あるいは、うんとお金をかけないと使い回しができないということにもなると思うので、このシェアリングエコノミーを起爆剤にして、非常に大きな産業界、あるいは普通の民間の社会の整理が行われていくのではないかと考えております。

そして、それはインターネットの波に乗って非常に速いスピードで隅々まで届けられる、社会としてのプラットフォームができつつある。こんなものがソサエティー5.0とか、ドイツで言

っているインダストリー4.0とか、そういうものになっていくのではないか。

今後、超少子高齢化社会、本当に超ですね、そういう高齢者が利用者になる場面が非常に多くなると思いますので、その人たちに使いやすい、優しい、そういった形にもならなければいけない。そういう意味でも標準化というのは非常に重要で、あっちのサービスを受けようと思ったら、同じサービスなのにこういうやり方を覚えなければいけない、こっちへ行こうと思ったら、また違うやり方を覚えなければいけない、これではうまくいかないということで、基本のところを共通にしていくことは非常に重要で、それは実は今まで企業が非常に大事にしてきた自分のアイデンティティといいますか、コア・コンピタンスというか、競争力の源泉である部分の一部、全部ではないと思いますが、一部を公開してシェアをしないといけないのではないかなって来るわけで、大変難しいことだと思いますが、いずれにしろ得られる成果は、社会全体にとってみると非常に大きなものになるということは、誰しもが認めていただけていると思います。

そういうことで、私のような高齢者にも優しい、あと1年半で後期高齢者ですから、そういうことなので、こういうことをやろうよという推進プログラムが策定されて1年弱たっておりますが、これからは本格的に今言ったようなことまでよく織り込んだ形でやっていかなければいけないのではないかな。そういう意味では、産官学民が連携して、譲るべきところはお互いに譲りながら、そして大きなインカムを得ていくというふうに考えなければいけない。そういう意味では、これは実はさっきの超少子高齢化だけではありませんけれども、地域の課題解決にも非常に役に立つ。

私は勝手に思っていたのですけれども、今、保育園が大都市で足りないと言っていますよね。あれはひょっとすると、地域が過疎化している原因になっている若い人が大都市に流入してきている。ある統計で言うと、大都市から出ていく高齢者よりも大都市に入ってくる若年層のほうが圧倒的に多いのです。そうすると、高齢者は子供は無理ですけれども、若い人は子供がいるわけです。それで足りないというわけですね。

そういうことも含めながら、お互いが協力していくには一体どういうふうにやったらいいのかということまで広げて考えないと、保育園は完全にシェアリングですからね。そういうことで、シェアリングエコノミーはこういうことだよねというふうに考えずに、何でもありと。必ずへ理屈的なことでもくっつければ、みんなシェアをして上手に使おうよ、無駄なく使おうよということだと思いますので、そういう意味でぜひフィールフリーでいろいろやっていただければと思います。どうぞよろしくお願いします。

○安念主査 どうもありがとうございました。冒頭から大変元気が出るお話をいただいて、本当にありがとうございました。

議事の進め方ですが、本日はタブレット端末によるペーパーレス会議とさせていただきます。議事に入ります前に、端末の使用方法について事務局から御説明をお願いいたします。

○高田企画官 事務局の高田でございます。7月からこちらへ着任させていただいております。どうぞよろしく願いいたします。

端末操作について簡単に御説明申し上げます。メインテーブルにお座りの方の端末の操作は、基本的に発表に合わせて事務局のほうで行わせていただきます。したがって、ディスプレイの表示画面は自動に遷移しますので、どうぞお気になさらずそれに注目をしていただければと思います。

ただし、字が小さいということがございましたら、拡大や縮小は説明者の操作に左右されず御自身でも可能でございますので、それぞれ見やすいサイズでございいただければと思います。

また、もし御興味があるページがあって、それを先にごらんになりたい、あるいはもう少し今の画面を見ていたいということでありましたら、右下に耳のマークがございますので、こちらをタッチしていただいて、このアイコンが黄色から白に変わりましたら、御自身でこの資料を操作していただくことが可能でございますので、そちらを御利用いただければと思います。また、耳のほうを黄色から白に戻していただければ、現在の説明者が説明しているページに自動的に遷移いたしますので、そちらのほうを押していただければと思います。

なかなかわかりづらい部分もあろうと思いますので、現在、周囲で起立しております者が事務局の担当でございます。操作で何かありましたら、遠慮なくお申しつけくださいませ。

なお、IT室ではデジタルガバメントを推進する観点から、構成員の方、傍聴者の方を含めて会議のペーパーレス化を推進してございます。御面倒をおかけしますが、御理解のほどをよろしく願いいたします。また何か御不便等がありましたら、事務局のほうにこういったところが不便だったというところを言っていただければと思っております。

以上でございます。

○安念主査 どうもありがとうございました。

それでは、議事2の「シェアリングエコノミー推進に向けた取組状況について」に入ります。

まず、昨年11月に取りまとめたシェアリングエコノミー推進プログラムのこれまでの進捗について、事務局から御説明いただいた後、各省庁におけるシェアリングエコノミーの取り組みについて、消費者庁、総務省地域力創造グループ、情報流通行政局、経済産業省、環境省から、それぞれ5分程度で御説明をいただきます。最後に、地方におけるシェアリングエコノミーの取り組みについて、北海道天塩町、株式会社パソナ様から、それぞれ10分程度で御説明をいただきます。

なお、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局からも参考資料の御提供がありましたので、適宜御参照ください。

全てのプレゼンテーションが終了した後、20分程度質疑応答の時間を設けたいと思います。

それでは、事務局より、シェアリングエコノミー推進プログラムの進捗について、資料8-1に基づき御説明をお願いいたします。

○高田企画官 よろしくお願ひいたします。それでは、資料8-1をごらんいただければと思います。

(PP)

まず、これまでの議論のおさらいでございます。当検討会では、「個人等が保有する活用可能な資産等を、インターネット上のマッチングプラットフォームを介して他の個人等も利用可能とする経済活性化活動」ということで、先ほどCIOのお話にあったとおり、これからいろいろなものが出てこようかと思いますが、あくまで便宜的にこのような定義をさせていただいているところでございます。

(PP)

こういったシェアリングエコノミーの登場の背景でございますが、当然これまでも、物と物、人と人をマッチングするビジネスはあったわけでございますが、スマートフォンの普及によって、リアルタイムに不特定多数の個人の間でマッチングすることが可能になったこと。

2つ目として、SNSの普及に伴って、インターネットの向こう側にいる人の信頼度を一定程度可視化するようにできること。

また、こういった業態でございますので、本業として資本を投下することなく、スピーディーに市場に参入できるようになったこと。

これが今、私たちが直面をしているシェアリングエコノミーというものの大きな特徴だと理解してございます。

(PP)

代表的なサービス例をこちらに掲げさせていただいております。既に幾つかの事業者さんはテレビCMや中づり広告で見ているところもございまして、だんだん世の中に普及してきているということを感じているところでございます。

(PP)

5ページ、シェアリングエコノミーの特徴でございます。

やはりC to Cのサービスということもございまして、サービス品質にばらつきがある。そして、それは業法によるサービス品質管理がなかなか行き届きにくいというところが一つ特徴としてございます。

利用者においては、そういった特徴を理解して、より注意深く、賢くサービスの目利きをしていくことが求められるというのが一つの大きな特徴として挙げられると思っております。

(PP)

こういったシェアリングエコノミーの特徴から発生する課題が多くございます。こうした課題を検討するために、昨年7月から当検討会を立ち上げているところでございます。

当検討会の中で、そういった課題に対処し、シェアリングエコノミーの健全な発展を促していくためのアウトプットは、昨年の11月に構成員の皆様の御協力を得て取りまとめさせていただきましたシェアリングエコノミー推進プログラムでございます。

以下はおさらいでございますが、プログラムの概要を簡単に説明させていただきます。

(PP)

プログラムの概要でございますが、大きく4つの柱からなっております。

1点目が、自主的ルールによる安全性・信頼性の確保でございます。当検討会の精力的な御議論を経て、シェアリングエコノミー・モデルガイドラインを作成させていただきました。

このモデルガイドラインをベースにいたしまして、シェアリングエコノミー協会さんのほうで、安全性・信頼性を担保するための認証基準を策定させていただいたところで、それは後ほど簡単に御紹介させていただければと思います。

一つこのモデルガイドラインという規範を打ち出したということが、当検討会のアウトプットだと思っております。

(PP)

2点目でございますが、業法との関係におけるグレーゾーン解消に向けた取り組み等でございます。

これについては、まず1点目といたしまして、モデルガイドラインの中で、まず弁護士を活用することによって法令違反でないということのエビデンスをしっかりと確保しておくこと。2点目として、それでもグレーゾーンが残る部分というのは、グレーゾーン解消制度を活用することでございます。これは後ほど経産省からも御説明があろうかと思っております。3点目として、関係各所と連携していろいろな規制について検証していくこと。この3点が今年のプログラムの中でも提言いただいているところでございます。

3点目でございます。シェアリングシティ構想の推進ということでございまして、具体的な自治体を選定して国の実証事業等々を行って、そこでベストプラクティスモデルを構築する。シェアリングエコノミーが便利になる、役に立つというところの見える化を図らせていただく。こういった提言もさせていただいているところでございます。

最後、4点目、シェアリングエコノミーはまだ認知度も高くございません。シェアリングエコノミーという言葉が5%に満たない人間しか知らないという統計もあるようなところを仄聞してございまして、普及・啓発ということは、古く、新しく、そして長く続いていく課題ではないかと思っております。

以上のプログラムを推進していくために、ことしに入りましてシェアリングエコノミー促進センター、改めましてシェアリングエコノミー促進室をIT室のほうで立ち上げてございます。室長以下、現在、政府全体のワンストップ窓口として、自治体や事業者のいろいろな御相談、御要望について、よろず受け付けさせていただいているところでございます。

以上、8ページまでが昨年取りまとめさせていただいたプログラムのおさらいでございます。

(PP)

それでは、これの現在の進捗について、9ページ以下で御説明させていただければと思います。

1点目でございますが、シェアリングエコノミー促進室でございます。私ども、促進室を立ち上げて以来、下にありますように、9月25日時点で113件の相談等の受付をさせていただいて

いるところでございます。

事業者、自治体のいろいろなお問い合わせにつきまして、弁護士などの専門家、あるいは関係省庁、そして今回開催しているこの会議等にいろいろ御報告させていただくことについて、政府全体で円滑にシェアリングエコノミーの促進を進めていくための取り組みのハブになるという心意気で業務をさせていただいてございます。

(PP)

以下、個別の取り組みについて御紹介させていただきます。

1点目は、協会による認証マークの付与の仕組みでございますが、平成29年7月に第一弾として認証事業者（6サービス）を認定させていただきました。認定された事業者をこちらに御紹介させていただいてございます。秋以降も第二弾、第三弾と認証していくということでございますので、引き続き、こういった安心・信頼性の確保のための取り組みが続いていくことを期待するものでございます。

(PP)

続いて、グリーゾーン解消制度でございます。ことしに入りましても、こちらに挙げているものを含めまして、いわゆる相乗りサービスによるもの、あるいは旅館業法に関するもの関係で、シェアリングエコノミーのサービス実施に関係する法律を明確化するような事例がこのグリーゾーン解消制度を通じて出てきてございます。幾つかについては、後ほど経産省から御発表があらうかと思っておりますので、そちらに説明を譲らせていただきます。

(PP)

続いて、自治体によるシェアリングエコノミーの導入の事例でございますが、これも昨年11月、こちらにある5都市からシェアリングシティの宣言がなされてございます。それぞれシェアリングエコノミーを通じてインバウンド増に向けた取り組み、あるいは地域の遊休化する公共施設の稼働率の向上、あるいは地元の仕事の確保のためのクラウドワーカーの育成等々、まだ萌芽段階ではございますが、自治体のほうでも公共サービスでシェアリングエコノミーを取り入れる事例が立ち上がってきているところでございます。

(PP)

今の事例をもうちょっと一般化して、こういった形でシェアリングエコノミーを活用できるのではないかということを整理させていただきました。このマトリックスを充実させていくことが、これからの自治体の活用の道をより広げていくことかと思っておりますので、事務局のほうも汗をかいていきたいと思っております。

(PP)

そして、きょうも何名かお見えになっていますが、こういったシェアリングエコノミーという新しい考え方を伝えていく尖兵の方として、内閣官房のほうでシェアリングエコノミー伝道師を委嘱させていただいてございます。

(PP)

伝道師ですが、こちらに掲げられている5名の方です。

(PP)

それぞれ、きょうに至るまで例えば全国各地の自治体を訪問していろいろな相談に乗ったり、講演をしたり、サービスの導入に向けた具体的なコンサルティングをしていただいたりと大活躍をしていただいております。

また、こういった地方へ派遣するというだけでなく、ウェブ、雑誌、ラジオ、そういったメディア、媒体でシェアリングエコノミーの告知をしていただいております。こういった宣伝の部分は行政の弱い部分でございますので、こういった伝道師の方々の発信力を利用して、シェアリングエコノミーのアピールというものが一つ進んでいる部分があるのかなと思っております。

私ども、昨年11月からのシェアリングエコノミープログラムの進捗については、以上でございます。

○安念主査 どうもありがとうございました。

先ほど申しましたように、ディスカッションはまた後ほどまとめてさせていただきたいと思っております。

続いて、各省庁における取り組みについて御説明をいただきます。

初めに、消費者庁消費者政策課、田中課長補佐より、資料8-2に基づいて御説明をお願いいたします。

○田中課長補佐 消費者庁です。

資料の説明をする前に、我々消費者庁では、ことしの7月24日に徳島県に消費者行政新未来創造オフィスというものを開設しまして、そこでは3年間、これまで消費者庁では十分に取り組んでこられなかった研究や分析とか、実証実験を徳島県をモデルとして集中的に実施してみ、そこから施策をブラッシュアップして全国展開していくという取り組みをやることが決まっております、7月24日にオフィスが開設して、今実際にやっているところでございます。その徳島のオフィスで来年度こういうことをやりたいということで、今、予算要求しておりますけれども、それについて御説明いたします。

(PP)

最初の括弧に書いてあるとおり、これからシェアリングエコノミーが普及していくに伴って、今までも既にヤフオクとかメルカリとか、ああいう間にプラットフォーマーの方々が入ってC to C、消費者と消費者を結びつけるような取引は盛んに行われていて、シェアリングエコノミーも今政府として普及・促進を図っている状況にあるので、これが今後世の中に普及していくとなると、さらにC to Cの取引がふえていくということになります。

今まで、消費者行政というと、主に扱っているところが基本的にB to Cの分野でして、なぜかというと、BとCの間には、Bのほうが情報の質とか量、あとは交渉力の格差があって、それゆえ消費者保護をしっかりやっけていかないといけないという考えのもとで基本的に消費者行

政をやっている、C to Cの分野というのは個人間の取引であるので、そういうところについては我々もしっかり見ていなかった部分があるのですが、今後、そういうC to Cの取引が非常にふえてくるということでありまして、そこも我々はしっかり見ていかないといけないのだろうなという問題意識のもとで、この実証実験をやろうと思っています。

そういうシェアリングエコノミーが普及していくに従って、安心して安全にそれを利用できるような環境整備につなげたいと思ひまして、真ん中に「実証フィールド」と書いてあるとおり、この2つをやろうと思っています。

一番大きいのがシェアリングエコノミーに関する実証実験でありまして、シェアリングエコノミーはいろいろな分野があると思ひますけれども、その分野の幾つかを、これは地域課題の解決ということを言われているので、徳島県の中にいろいろな自治体があると思ひのですが、そういうところでどういう課題を持っているのかなというのを見てみて、そこでどういうものを入れたらいいのか、シェアリングエコノミーが普及していきそうなのかということを考えてみて、分野を特定して、幾つかの分野で実証実験をやって、具体的にはモニター消費者みたいなものを徳島県の協力のもと募集していただいて、サービスを供給する側とサービスを需要する側、モニター消費者を使って、そこでヒアリングとかアンケートを行って、どういう消費者問題があったのだろうか、あるいは今後どういう消費者問題が発生していくのだろうか、そういう端緒情報を発見して分析しようと考えております。

2番目に「新未来創造研究会の開催」と書いているのですが、最初に申し上げたとおり、我々の徳島のオフィスの名前が「新未来創造オフィス」なので、その研究会で仮称というふうにしていますけれども、そこで徳島県とかそういうところの周辺地域の方々をメンバーとして、シェアリングエコノミーを初めとして、今後、いろいろな技術が出てきて、消費者の消費生活を変えていくと思ひますけれども、新しい技術とのつき合い方といいますか、どういうふうにしたら技術と上手につき合って、消費者が安心して安全に使えて、消費者がハッピーになるのかという面から考えて、消費者行政として何ができるのだろうかというあり方を検討したいと思ひております。

特に、我々がこうやってやるからといって、最終的には出口が規制になりますとか、そういうことは全く考えていなくて、まず現状はどういう問題があって、どういう問題が将来的に起こり得るのだろうかということを我々として分析してみて、それに対してどう対応していくべきなのかということをやってみたいと思ひています。

シェアリングエコノミーはたくさんの分野があって、業法がある分野と業法がない分野もあって、業法がある中でも実際に反復継続性があって、業として、事業者としてやっている方々と、それに当てはまらずに消費者として、イベント民泊みたいなものが典型的な例だと思ひますけれども、そういういろいろなケースがあると思ひるので、そういうところについて分野横断的に見てみて、分野横断的な共通の課題とか、どういう問題が発生するのだろうかということ进行分析していこうと思ひております。

以上です。

○安念主査 どうもありがとうございました。

次に、総務省地域力創造グループ地域政策課、村手課長より、資料８－３に基づき御説明をお願いいたします。

○村手課長 おはようございます。総務省の地域力創造グループの地域政策課長の村手と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。

(PP)

我が省では、地域経済の好循環の拡大、そしてローカルアベノミクスを津々浦々に浸透させていく、そして地域の雇用を確保していく、こうしたことに力を入れてございます。そうした中でチャレンジ・ふるさとワークという、地域での雇用、人を確保していく、そうした取り組みに力を入れているわけですが、来年度、そこにおいてシェアリングエコノミーを推進していったらどうかということで概算要求をさせていただいておりますので、それを御説明申し上げたいと思います。

地域の現状を申し上げますと、人口減少社会が進んできているということでございます。また、先ほどもお話がありましたけれども、高齢化もどんどんと進行しているということでございまして、そうした中で地域における共助の仕組みというのがだんだん壊れていっているということで、地域を維持していくような取り組みにも支障が出てきている。そうした地域課題を抱えているということがございます。

一方で、人が減っていく中で、既存の資産はまだ残っておりまして、遊休化している。空き店舗や空き家等々が豊富にあるといいますか、既存のインフラがあるということがございます。こうしたところに着目して、シェアリングサービスを活用すれば、これが生かせないのかといったのが我々が抱いた問題意識でございます。一方で、シェアリングサービスについては、利用者の不安の声とか、サービスの提供者の不足といった問題もあります。

今、地方公共団体と連携というのがどんどん進んではいますけれども、地方公共団体が取り組み主体となって地域課題を解決するためにこれを活用してという形になっているところはまだまだ少ないのではないかと考えてございます。

そうした中で、利用者の不安の声とかサービスの提供者の不足といった問題にも着目しますと、地方公共団体と連携して、地方団体が主体となって、その地域課題を解決するためにシェアリングサービスを利用していく。そうした取り組みをしていったらどうだろうかということで、来年度の概算要求をさせていただいているということでございます。

具体的には、下に２つの羽根がございましてけれども、シェアリングエコノミー活用推進事業１億円ということで、これについてはモデル地方公共団体を申請いただいて、そこにおいて今申し上げたような観点から課題を検証し、しっかりと新しいスキームといいますか、シェアリングエコノミーを活用するスキームの検討開発をしていただこうということでございます。

また、過疎地域等自立活性化推進事業におきましては、過疎地域において過疎の地域の自立

を促進するための交付金というものがございますけれども、その交付金の中に特別枠を設けまして、過疎地域におけるシェアリングエコノミーを支援しようという、これは地域で割ったものでございまして、1億円を確保しているということでございます。

次ページに、上のシェアリングエコノミー活用推進事業の一枚紙、その次に過疎地域等自立活性化推進事業の一枚紙をつけてございますので、これは後ほどごらんいただきたいと思いません。

以上でございます。

○安念主査 どうもありがとうございました。

次に、私どもにとって最も忘れがたい方にゲストに来ていただいておりますので、御紹介いたします。総務省情報流通行政局情報流通振興課の犬童課長より、資料8-4に基づいて御説明をお願いいたします。

○犬童課長 総務省の犬童でございます。資料8-4に基づいて御説明申し上げます。

(PP)

ここはIT室のほうで取りまとめていただいたことが前半に書いてございまして、真ん中に「政府の対応」とありますが、先ほどIT室のほうから御説明があった中で、先行的な参照モデルの構築、推進体制の整備、ここを一部総務省のほうで、IT室の方針のもとで対応させていただいております。

4つほど行っておりまして、それが下のほうでございますが、先進事例の実証・課題の整理として、IoTサービス創出支援事業を展開してございます。それから、優良事例の横展開ということで、地域IoT実装推進事業、IoTロードマップの推進と。それから、普及・啓発の関係で、理解の醸成ということで、地域情報化アドバイザーの活用、自治体への展開等ということで、これは新しく取り組んでいますが、地域IoT官民ネットの設立を行ってございます。

(PP)

まず、IoTサービス創出支援事業でございますけれども、従来からいろいろ取り組んでいるのですが、本年度から、点線の中にある対象分野の中にシェアリングエコノミーも追加してございまして、ことしから新たな展開で取り組んでございます。提案主体は、自治体とか大学、あるいはユーザー企業から構成される地域のコンソーシアムの方に提案していただきまして、上限を6,000万円ということで実証事業を行ってございます。

本年度は4つ採択してございまして、下に表がございまして、

まず、秋田県の湯沢市ですけれども、これはスペース貸しのサービスを活用した実証でございます。湯沢市役所の会議室の利用状況が、市役所の開庁時間の中で見ると、65%の会議室が使われていないという実態にある。一方で、会議室を借りるためには、職員が一々鍵を持っていかねばいけぬとか、あるいは申請は紙でやらねばいけぬといったような課題があって、なかなか使われていなかったということもありまして、今回のスペース貸しのサービ

スを活用して実証を行っていただくということにしております。

実証の中身ですけれども、ここにありますように、マイナンバーカードを一部利用した形にしております、当然、マイナンバーカードを持っていない方もまだいらっしゃいますので、そうでない方も対応できるようにしてありますけれども、マイナンバーカードを使うと利用料を若干ディスカウントするという形で、インセンティブを設けて導入を図ろうとしてございます。

実際に借りていただくと、ネット上で全て予約ができて、鍵もスマホの中に取り込んでいただいて、スマートロックという形で入退室管理を行うということで、湯沢市の職員の勤務時間もかなりカットされるという効果が出るものだと思っております。

2つ目の京都府の精華町、大阪の四條畷、千葉県の君津、これはシェアリング農業でございまして、高床式の栽培農業、具体的にはコマツナ、ワサビナ、パクチー、ルッコラ、こういった作物について、高床式で高齢者の方とか女性の方でも楽に作業できるような環境をつくって、女性あるいは地域の高齢者の雇用を生み出すということを実証したいということでございます。

3つ目が観光関係でございますが、鎌倉市で海外の旅行者は大仏と鶴岡八幡宮に相当集中している傾向があるということで、鎌倉にはこれだけ地域資源があるのでもったいないということもありまして、海外の旅行者の方に鎌倉全体を周遊してもらおうということを目指して、電動バイクとかアシスト自転車のシェアリングサービスを活用した事業でございます。

自転車などにパネルをつけて、そこに地図と地域の資源、こういうところに観光名所がありますよということを示しながらいろいろなところを回ってもらおうということを実証でやりたいというものでございます。あと、GPSとか決済システムも事前に登録していただいて、ビッグデータ的に観光客の情報を集めてマーケティングに使うということもあわせて実証するものでございます。

4つ目は、熊本の阿蘇市、須磨郡の錦町、長崎の島原市と川棚町、この4つの自治体の提案ですけれども、これは熊本地震のときに避難者の方が駐車場に寝泊まりされていたことがあって、あれを見た人たちが、その後、駐車場を寝泊まりの場所に使うということが横行して、課題が出てきた。無断で駐車場を使ったり、ごみを捨てて持って帰らないとか、あるいは騒音とか、火を使うということで火災のリスクとか、そういったこともあったものですから、駐車場の管理システムというのをシェアリングサービスとあわせてやれないかという実証でございませう。これは地域体験のいろいろなアクティビティーを道の駅単位でいろいろつくって、これも一部観光の周遊活動につながるような取り組みにもつなげたいというものでございます。

最後の石巻市ですが、地域のローカルバスはがらがらだということ、一方で物流のトラックの運転手が不足しているという2つの問題を一緒に解決できないかということで、がらがらのバスに一部停留所を物流の拠点にして、人が乗っているバスに荷物も一緒に載せて、貨客混載で運搬できないかという実証でございませう。あわせて、雇用の創出にもつながるということで期待をしているところでございませう。

以上が実証の関係でございませう。

(PP)

次のページは、地域IoT実装推進事業でございますけれども、これもことしからということで、自治体あるいは企業の方に一定額の補助をするというものでございます。

(PP)

この事業については、ことしはTABICAの例の地域体験のシェアリングを活用しまして、4つの都市、佐賀県多久市、佐世保市、熊本県錦町、和泉町の地域体験ツアーというものを開発して、佐賀、長崎、熊本を周遊できるような観光を誘発できないかということで、実際に取り組みようとしているものでございます。

(PP)

これはロードマップでございますので、地域IoTの関係でいろいろありますが、真ん中より少し下に、官民協働サービスがありまして、シェアリングエコノミーという欄があると思いますが、2020年度にシェアリングエコノミー活用自治体数100という目標を掲げてやっているところでございます。

(PP)

あとは、お金を出すだけではなくて人も出そうということで、地域情報化アドバイザー制度がありますが、先ほど御説明がありましたシェアリングエコノミー伝道師制度と連携しまして、伝道師の皆さんを地域情報化アドバイザーにも任命しまして、いろいろなところに出ていただいているということでございます。

(PP)

最後は、地域の課題は何かというのをまず把握しなければいけないということと、課題がわかって、どんなサービス等が解決策になるのかというマッチングが必要だろうということで、ことしの7月に地域IoT官民ネットというのを設立してございます。

参加メンバーは、2つ目の欄にありますように、IoT推進に意欲的な自治体、実際にやっていらっしゃる自治体を中心に今112団体が参加されています。あとは、企業、団体が170ということで、定期的にマッチングするための仕掛けを行ってございます。

主なプロジェクトとしてありますように、IoTデザインハブ、これはマッチングのプロジェクトでございますが、既に8月に1回やってございまして、2カ月に1回、このイベントを開催したいと思っております。

あと、メンター公務員、これは先ほどの地域アドバイザー的なものをメンターとして派遣する。

あるいは、IoTデザインガール、これはドコモさんのアグリガールという農業のIoTの推進チームがありますが、あれをきっかけにIoTデザインガールという、もう少し拡大したバージョンで女性活躍も支援できないかと、あわせてやっているものでございます。

最後に、シンボル・プロジェクト、政策提言ということで、昨年、官民データ活用計画ということで、都道府県は計画の策定義務、市町村は努力義務ということで、計画をつくられる自治体については、できればシェアリングエコノミーも含めていろいろな計画をつくっていただけないかということで支援をしたいと思っております。

いずれにしても、課題をまず見つけるということが大事ですので、先ほどの村手課長からありましたように、地域力創造グループとも連携しながら、しっかり対応していきたいと思っています。

以上です。

○安念主査 どうもありがとうございました。

次に、経済産業省商務情報政策局情報経済課、大関係長より、資料8-5に基づき御説明をお願いいたします。

○大関係長 おはようございます。経済産業省の大関です。

(PP)

経済産業省は、自治体と事業者の連携を支援するために、IoT推進ラボというイベントを開催しています。このイベントは、IoT Lab ConnectionとIoT Lab Selectionと2種類ございまして、Connectionのほうはマッチングイベントになっております。

ことしの7月25日に第5回目を「シェアリングエコノミー」と「働き方改革」をテーマに開催しまして、139の事業者に参加いただき、534のマッチングを実現いたしました。

もう一つのセレクションイベントに関しましては、ピッチコンテストを行いまして、ファイナリストになった事業者にさまざまな支援をさせていただいております。第2回目のファイナリストにはスペースマーケットさんが輝いております。

(PP)

先ほども発表がございましたけれども、モデルガイドラインをもとに作成いたしました認証制度で認証されました6事業者に関しまして、認定授与式というものをIoT Lab Connectionの場を使って行いました。

(PP)

続きまして、先ほども発表がございましたけれども、グリーゾーン解消制度になります。これは、事業者の方が新規事業を行う際に、規制の適用の有無をはっきりさせることで、安心してビジネスを行っていただく制度となっております。

ことしはノッテコさんとかの中距離の相乗りをした際に、ドライバーの方に道路通行料及びガソリン代を受け取ることが道路運送法上の旅客自動車運送事業に該当しないとの見解を示しております。

また、右側になりまして、経産省のほうで電子商取引及び情報財取引等に関する準則というものをもとめておりますけれども、こちらに関しまして、例えば土日とかシェアリングエコノミーサービスを使って、ある種副収入を得ることにしまして、企業の就業規則で兼業禁止がうたわれていたとしても、本業に支障を来さない範囲であれば、禁止の規定の効力は及ばないという見解を示しました。

以上でございます。

○安念主査 どうもありがとうございます。

最後に、環境省地球環境局地球温暖化対策課、池田係長より、資料8-6に基づき御説明をお願いいたします。

○池田係長 環境省です。

環境省から、資料を説明させていただきます。

(PP)

環境省では、シェアリングエコノミーを上手に活用すれば地球温暖化対策につながるという点に目をつけまして、「シェアリングエコノミーをシェアリングエコロジーへ」というキャッチフレーズのもと、シェアリングエコノミーの推進に努めています。

地球温暖化防止のために、パリ協定のCO2削減目標の達成に向けて、家庭部門でのCO2排出を削減するために、環境省では環境大臣をチーム長とするCOOL CHOICE推進チームというものを開催しております。その中でもシェアリングエコノミーについても取り上げていて、普及・啓発をしております。

具体的には、シェアリングエコノミーにはさまざまな概念や分野があるとは承知しているのですが、現在、環境省ではシェアリングエコロジーの視点から、まず移動手段のシェア（ムーブシェア）というものと、空間のシェア（クールシェア・ウォームシェア）というものを進めているところでございます。

まず、ムーブシェアにつきまして、こちらは自家用車ではなくて、公共交通機関であったり、自転車シェアといったものを使おうという運動でございます。

最近では、バイクシェアの普及・啓発に力を入れておりまして、ドコモ・バイクシェア社と協力させていただいております。ドコモ・バイクシェアさんには、こちらの資料につけておりますCOOL CHOICEステッカーというものを、都内のシェアバイク用のコミュニティーサイクルに無償で掲示していただいております。COOL CHOICE、低炭素な生活の選択というものと、バイクシェアの普及について協力をいただいております。

東京以外にも全国のシェアバイクとも連携をする予定でございまして、現在、ムーブシェアの一部として、各事業のうち申請があるものを支援はしているのですが、今後、東京のようにステッカーを掲出するようなことも順次検討してまいりたいと思っております。

次に右側の空間シェアのほうでございまして、こちらは、みんなが集まる空間に行って、空間とエネルギーをシェアしましょうという取り組みでございまして、クールビズであったり、ウォームビズという言葉が最近では世間に膾炙しているような気はするのですが、こちらの一環として、家でエアコンをかけてということよりも、図書館やショッピングセンター、あとは公園とか、そういった人が集まる場所で、涼しさであったり、暖かさであったりというのをシェアしましょうという取り組みでございまして。

こちらは、当初は2011年以降、震災の後の節電を目的として始められたものですが、

今ではシェアリングエコノミーの一環として、より楽しく、より積極的に参加いただけるように取り組んでいるところでございます。

今後、これ以外のシェア事業、シェアリングエコノミーについても、シェアリングエコロジーの観点から取り込んでいけないかということを検討してまいるところでございます。

以上です。

○安念主査 どうもありがとうございました。

それでは、地方における取り組みについて御説明をいただきます。

初めに、北海道天塩町における取り組みについて、天塩町副町長、齊藤様より、資料8-7に基づいて御説明をいただきます。

○齊藤様 おはようございます。北海道天塩町から参りました齊藤と申します。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

地方におけるシェアリングエコノミーの取り組みとして、我が町の事例をもとに論点等を御説明させていただきたいと思っております。

(PP)

お手元の資料にあるとおり、まず天塩町の概要について簡単に発表させていただきますと、人口は約3,200人です。位置的には北海道最北端の稚内から南に約60キロメートル下がった場所に位置しております。酪農と漁業が主要産業の小さな町です。もちろん、この町も例に漏れず過疎化が進んでおりまして、人口も1960年に比べて3分の1にまで減少しております。

(PP)

このような中で、シェアリングエコノミー、特に中距離、長距離ライドシェアを導入したわけです。その導入背景といたしましては、近隣の最も栄えた自治体が北海道の稚内市でございまして、そこまでは大体70キロメートル離れております。町民の実際の生活圏になっておりまして、総合病院に行くのもしかり、買い物に行くのもしかり、ましてやマックシェイクやラーメン屋に行くのにも、皆さん70キロかけて稚内市まで行くというような状況でございます。

もちろん自家用車を持っている方はすぐに行くことができますのですけれども、ここでの論点はやはり高齢者でして、我が町にも一応病院はありますけれども、内科と整形外科だけでして、それ以外の診療科目になると、皆さん稚内市まで行くというのが実態としてあります。

このようなことを背景といたしまして、自動車を持っていないお年寄りの方々が稚内市まで行く場合はどうするかといいますと、バスと電車という公共交通機関を乗り継いで、大体70キロにもかかわらず片道3時間かかります。それに加えまして、JR北海道の宗谷線というラインが縦に通っているのですけれども、そのダイヤの改正の論点などもありまして、利便性がおびただしく下落してしまったという現状になります。

このような背景におきまして、やはりお年寄りの稚内などの総合病院への足を確保せよという議論がまさに議会も含めて町内に高まっていきまして、どうしたら町民の足を安全に確保で

きるかということが大きな論点になってきたわけです。

(PP)

そんな中、従来の発想ですと、国なり、JRなり、バス会社なりにダイヤを改正してほしいとか、陳情に行けという議論が発生してくると思いますが、そのようなことをしたところで、JRもバス会社も採算ベースでやっているものですから、そう簡単にダイヤの改正なり、新路線の設定はできないでしょうということがございまして、実現可能性がないだろうということになります。

次に、町で天塩から稚内までのバスを運営したらどうかという議論が出てまいります。うちのような弱小自治体では、年間億単位の予算がかかるバスを自前で運営するということにはなかなかできません。

そこで考え出されたのが、実際問題として稚内まで多くの自家用車が走っているわけです。日本全体を見ますと、走っている自動車の中で使われている座席の割合は大体3%だと。97%が空席で移動している。このような未利用資産を有効活用できないかということで、シェアリングエコノミー、実際に走っている車を有効活用して、実際の定期便のような形で稚内まで運行できないかという考えが生まれてきて種々検討に入ったわけです。

(PP)

そのような中、どのような事業者があるか、いろいろリサーチをした結果、町内のみの車両運営というよりは、天塩町の場合はやはり中長距離のライドシェアが必要でしたので、ノッテコさんと協力して中長距離のコストシェア型ライドシェアをしていこうというような考えに至り、導入に至ったという経緯です。

(PP)

実際にノッテコさんと協力して、ことしの3月から始めまして、今、実証実験中です。グレーゾーン解消制度も活用させていただきまして、実際にこれは白タク行為に当たらないという結果も得られました。

(PP)

ここでの論点ですけれども、やはり高齢者が主な利用者になるわけです。高齢者の通院がほとんどです。他方で、高齢者の方々はスマホの活用になれていないということもあり、シェアリングエコノミーの主な論点として、スマホなり、インターネットを使ったプラットフォームでマッチングを行うということですが、そこは高齢者に配慮して、役場に電話をさせていただいて、役場の職員がプラットフォームを使ってマッチングさせるということを行っております。

(PP)

実証実験を開始して、これまで60人ぐらいの利用がございました。もちろん人口が少ない町ですから、大々的な流れになるとは当初から思っていなかったわけですが、平均しまして月当たり20人ぐらいの利用がある。ほとんどの利用が通院でございます。

(PP)

ここでの論点ですけれども、やはり少数のドライバーにまだ限られている状態で、ドライバーをより多く確保することで往來の見える化、行き来がより見えるようになってきます。

一つこの地域の特色として、何でこんなにドライバーがふえないのかといいますと、我々にとっては、私も東京から赴任していますので、70キロだと結構遠いように感じるのですが、北海道北部に住んでいる方々にとっては、60キロ、70キロなんて近所に行くような感覚で、稚内に行くならもうすぐ行ってしまおう、2分後に出発しますという形で、事前にドライブ登録をするのが面倒くさいというのが、ドライバーがふえない論点としては一つあります。

あと、これは今後の課題として生まれてくるかと思えますけれども、保険制度とか、事故があった際の安全性の確保。今ですとドライバーの入っている保険でカバーするという制度になっておりますけれども、ここも心理的に負担になっているのではないかというのが一つの論点として挙げられます。

もう一つは、実費分しか法的にとれないということで、インセンティブが低いということも一つの論点としてあるのではないかと考えております。

同乗者の方に関しては、やはり高齢者の方が多いということで、これからどんどん認知を高めていかないといけないということと、やはり専用タクシーとかバスと同じような運行制度、デマンド、行きたいときに自由に行けるという考え方もありますので、そうではなくて、ドライバーの移動ありきで、そこに乗せてもらうという仕組み自体の啓発がまだまだ不足しているのではないかと考えております。

(PP)

この点を解消すべく、町でもノッテコさんと協力いたしまして、各種啓発活動とか、情報発信に努めております。

副次的効果としまして、ヤナセさんもこの事業に理解を示して、実際にヤナセの車を使ってくださいということまで乗っかってきてくれて、いろいろな流れができてきているという状況です。

天塩町での取り組みを御説明させていただきました。どうもありがとうございます。

○安念主査 どうもありがとうございました。

続いて、徳島県徳島市における取り組みについて、株式会社パソナ ソーシャルイノベーション部副部長、加藤様より、資料8-8に基づいて御説明をお願いいたします。

○加藤様 皆様、おはようございます。パソナの加藤でございます。

(PP)

私のほうからは、「シェアリングエコノミーを活用した新しい働き方の創造と地方創生」というテーマで事業活動をしておりまして、そちらを御報告させていただければと思います。

(PP)

私は、政府や地方自治体と連携して、雇用創造、産業振興、観光立国、シェアリングエコノ

ミーなどをテーマとした事業やプロジェクトの企画に取り組んでおります。

直近のシェアリングエコノミー事業については、徳島市と一緒にイベント民泊プロジェクトに取り組んでおります。

その他のプロジェクトとして、岩手県釜石市にて、まちの人事部プロジェクトの一環として、シェアリングシティの実現に向けた取り組みを開始しております。

それ以外にも幾つかの地域で、シェアリングエコノミーを活用した観光、雇用、産業の課題を解決していきたいという地方自治体様と一緒に、次年度に向けて様々なプロジェクトの準備をしております。

(PP)

パソナは、会社の中長期戦略の中で、地方創生事業に積極的に取り組んでおりまして、地方に人が集まる「夢のある産業を創る」ことをミッションに取り組んでおります。待機児童、少子高齢化、シングルマザーの問題、中高年の貧困問題、介護離職問題などの様々な社会課題は、地方に夢のある産業を創ることによって解決ができることが多いと考えております。誰もが夢と誇りを持って活躍できる新たな社会を創る目的で、地方創生事業を進めております。

(PP)

その中で、シェアリングエコノミー事業については、2つ取り組んでおります。一つが新しい働き方の創造、もう一つが地方創生です。シェアリングシティという言葉が政府からも強く発信されていると思います。地域の資源や遊休資産を活用して新しいサービスを創造し、産業を創り、雇用を創り、地域活性化に繋げていこうということで、地域住民個人を応援していく、そして地域の起業家をどんどん育てていくという文脈で事業を進めております。

(PP)

その中で、特に観光という分野から我々は力強く推進しておりまして、「地域の暮らしをシェアする」というコンセプトで、地域住民によるホームシェア、スペースシェア、カーシェア・自転車シェア、スキルシェア、これを統合的に旅行者や地域住民の方に提供することで、観光地域づくりが地域住民主体で行われていくのではないかと考えております。

(PP)

シェアリングエコノミーを活用した観光地域づくりの全体像についてです。左が資産提供者の方、右が資産利用者の方です。地域住民の方は、余っている不動産、動産、スキルや知識、さまざまお持ちだと思います。こちらをそのままにしておくと価値が出にくいのですが、旅行者の方、起業家の方から見ると、かなり魅力的な資産、もしくはサービスに転換する可能性がありまして、資産提供者の方と資産利用者の方のマッチングによって市場が新たに創造されたり拡大していくのではないかと考えております。

(PP)

つぎに、シェアリングエコノミーを活用した観光地域づくりの効果です。細かくは後ほど御確認いただければと思うのですが、地域の住民にとってライフスタイルに合わせた新しい働き方が生まれてくる。そして、地域に今までなかったサービスが創出されることによって、新し

い需要を創造することができる。そして、地域の住民がそのまま、C to Cも含めてダイレクトに稼ぐというモデル、そして地域の住民で協力し合って、個人の力で新しいサービスをつくっていくという観点から、地域内消費の増加が生まれるのではないかと考えております。

(PP)

シェアリングエコノミーを活用した観光地域づくりの推進のポイントです。我々も幾つかの地域でプロジェクトを進めながら、幾つかの課題に出会う中で、地域コーディネート機能の強化が重要であると考えております。何のためにシェアリングエコノミーを活用して地域を盛り上げるのかという理念・ビジョンの共有が大切です。

またまだシェアリングエコノミーの認知度も低く、興味、関心もこれから醸成されていくという段階であり、実際にやってみたいと思っても具体的に何をしたいかわからないということが多々ありますので、ホストの方をしっかりとサポートしていくことが大切です。

また、実際にシェアリングエコノミーに関わる行政の方、NPOの方、地域住民の方、地域の企業の方、地域の外の方など、多様なステークホルダーの方がいらっしゃるので、うまく全体をコーディネートしつつ、理念・ビジョンを共有しながらプロジェクトを共創していくことが必要なのではないかと考えております。

(PP)

パソナのポジショニングですが、地域住民の方にしっかりと寄り添って、その方々が活躍できるようなセミナー・研修・ワークサポートをしていくというのがメインミッションです。加えて、シェアリングエコノミーの政策を推進される自治体様とか行政関係機関、あとは理念に賛同して下さる地域団体、コミュニティ、企業とも連携させて頂きつつ、旅行者とのマッチングにおいては、プラットフォーム事業者と連携させて頂きながら、地域にとって必要なシェアリングエコノミー活用を総合的に推進していくことをしております。

(PP)

民泊の推進のご相談を自治体様からいただくことが多いのですが、主に4つの観点でお話をさせていただくケースが多いです。

1つは、「観光×民泊」、後ほど御説明させていただくイベント民泊がまさにこれになります。あとは「農業×民泊」ということで、農泊です。農山漁村の所得向上にシェアリングエコノミーを活用できないか。あとは「移住×民泊」です。お試し移住等で民泊を活用できないだろうか。「防災×民泊」、あとは防災の観点で民泊を活用できないか。地域の遊休資産を活用して、観光政策、農業政策、移住政策、防災の観点で、さまざまな政策が考えられないかという課題に対して、自治体と一緒に議論をしながらプロジェクトを創っている段階でございます。

(PP)

シェアリングエコノミー協会と業務提携させていただいて、さまざまなシェアサービス事業者と連携しながら、自治体への提案活動を実施しています。

(PP)

本日のメインご報告である阿波おどりイベント民泊についてです。

(PP)

こちらの事業は、観光庁のイベント民泊ガイドラインに基づいて実証している事業形ですので、旅館業法の適用除外の枠組みの中で、一時的なイベント開催時の需要に対応するために実施しています。

皆様、阿波おどりに行かれたことはございますでしょうか。実際、4日間で130万人近くの方がいらっしゃる一方で、宿泊施設が3,400室程度しかないため、地域における経済効果が限定的になってしまっております。宿泊は一人あたりの観光消費額を少なくとも2倍、多いと3倍以上にする効果があります。

(PP)

阿波おどりイベント民泊の実施目的は3つです。宿泊施設の不足の緩和、宿泊客増による経済効果の創出、地域住民と観光客の交流、特に地域住民と旅行者の交流が非常に重要なポイントになるのですが、この3つの目的の実現によって地域を活性化していこうということでございます。

(PP)

イベント民泊事務局の仕事は4つでございます。自宅を提供される方と宿泊希望者の方の窓口、自宅を提供される方の募集・審査・研修、宿泊希望者の募集、最終的に自宅提供者と旅行者をマッチングした後に、実際に泊まった後のアンケート調査を実施させていただいております。

(PP)

実施スキームは後ほど御確認くださいませ。

(PP)

募集は、チラシを作成して、コミュニティーセンターで当社の社員が募集説明会を開催し、当社の社員が長期出張という形で6月から徳島に滞在して、地域のコミュニティーの一員となって、地域の高齢者の方々などと一緒に民泊サービスを創っていきました。

(PP)

徳島についてはイベント民泊の要件がありまして、いわゆる住宅宿泊事業法の表現でいくと、家主居住型に近い方々に特化をして民泊を推進して、交流型民泊、地域住民と旅行者がしっかりと文化交流をしていくようなことを大切にしている取り組みでございます。

(PP)

実際に審査もさせていただいて、自宅提供者の申込書類の審査と、あとは実際に現地にお伺いしてお家を拝見させていただいて、自宅提供者として認定していくといったことを実施しました。

(PP)

自宅提供者の方の家ですが、マンションはほとんどなく、一軒家の空き部屋か、もしくは離れのようなところを貸し出すというのがメインでした。

(PP)

今回、民泊の認知度も徳島においては低く、初めて取り組まれる方がほとんどでございましたので、我々のほうでイベント民泊の実施の手引というテキストをご用意させていただいて、研修会なども実施をさせていただいて、準備をしたということでございます。

(PP)

実際に募集は、徳島市と連携させていただいて、専用のサイトを観光協会のサイトと連動しながら構築しつつ、またプラットフォーム企業と連携して宿泊者の募集をしたり、あとは我々のほうで東京駅徒歩1分に民間の観光案内所を経営しておりますので、そちらのほうで情報発信したり、様々な方法で情報発信をさせていただきました。

(PP)

外国人の方も2割程度いらっしゃいましたが、徳島の方は外国人とのコミュニケーションになれている方は少ないので、我々の社員が語学のサポート、コミュニケーションのサポートも含めて、チェックインサポートを中心に実施させていただきました。

(PP)

当日の様子ですけれども、日本人の方も海外の方もいらっしゃって、例えばフランスからハネムーンで来た2人は、秋田のねぶたに行って阿波おどりに来るという大移動です。あとは、イタリアの方が11人、シニアの方がいらっしゃったのですけれども、高野山から阿波おどりとか、あと、アメリカの方も来たのですけれども、しまなみサイクリングから阿波おどりとか、日本の文化を転々としながら観光を楽しまれているお客様が数多くいらっしゃいました。

(PP)

結果ですけれども、今回は募集期間がタイトで、6～7月の2カ月間で自宅提供者を募集して、宿泊者募集は1週間程度だったのですが、36名の方に申し込みをいただいて、31名が審査を通過して、26名が実際に稼働して、延べ273名の方が宿泊していただき、外国人の方が44人いらっしゃいました。いわゆる日本のインバウンドマーケットの特徴とは異なる外国人の方々の層が来ていました。インバウンドマーケットのトレンドは、中国、韓国、台湾、香港、タイですけれども、今回はイタリア、フランス、スウェーデン、アメリカなど、欧米の方が非常に多かったという特徴が出ております。

(PP)

実は阿波おどり期間中には、民泊だけではなくてスペースシェアも取り組ませていただきました。こちらは極真空手の道場を東京から来る阿波おどり連の着がえ場所と準備の会場として、5日間御提供させていただいた事例でございます。

(PP)

あとは、もちろん駐車場も足りませんので、住民の方、もしくは地域の企業の方の空き駐車場を貸していただいて、民泊ゲストの方もそうですし、民泊以外のゲストの方も駐車場のシェアを御利用されて、阿波おどりを楽しまれたということでございます。

(PP)

事例の報告は以上でございますが、観光という切り口でシェアリングエコノミーに地域住民

の方がなれていき、このイベント民泊が終わった後に、継続して民泊に取り組みたいとか、シェアに取り組みたいという住民の方が増えておりまして、法律の規制も鑑みながら自治体と連携して推進をしていくという今後の方針でございます。

どうもありがとうございました。

○安念主査 どうもありがとうございました。御報告をいただきました皆さん、本当にありがとうございます。

それでは、25分ごろまで時間をいただいておりますので、質疑応答に充てたいと思います。どの御報告についてでも結構でございます。どうぞ、どなたからでも。

増島先生、どうぞ。

○増島構成員 さまざまな報告をどうもありがとうございました。いろいろなところでのシェアリングエコノミーの活動が広がっていると非常に感じました。

消費者行政との関係で一つ教えていただきたいと思ったのですが、先ほどおっしゃいました民泊を含めたシェアリングエコノミーで進めさせていただいているものは、C to Cが多いのですという話で、ここでの検討会でもそういう目線で検討させていただいたのですが、先ほど情報の非対称性みたいなものを根拠に、消費者を保護するというコンセプトを教えていただいたわけでありまして、他方で、提供者も我々消費者みたいな人たちが提供していますというコンセプトで今まで議論をしておりまして、例えば民泊でいいますと、宿泊をする人は確かに空間を提供してくれているのですが、他方でこの人も旅行者という消費者が来る、一消費者にすぎないという関係がそこには存在しているので、どちらかが守られて、どちらかが守られないという関係には立っていないのではないかと発想で検討してまいりました。

守るべき消費者像というのが消費者庁にあるとすると、その方々が守られるべきというのは、提供する人が同じく消費者であるかどうかによって保護のレベルが変わると考えるロジックというのが情報の非対称性というロジックから出てくるのか。それとも、提供者が消費者であることによって非対称性がないから、そのサービスを受ける人は保護されなくていいというコンセプトになるのか。

恐らくこのあたりは、OECDでもこういうシェアエコノミー、ピアエコノミーみたいなものについての消費者保護法制のあり方みたいなものが一定議論されているようにも思うのですが、このあたりについて、今、消費者庁としての考え方、もしくはOECD等の議論を踏まえた大きな世界での方向性みたいなものがあれば、ぜひ教えていただきたいと思っております。そこが多分、業法というものに対しての物事の考え方に大きく影響するような気がいたしますので、ぜひともよろしく申し上げます。

○安念主査 いかがでしょうか。

○田中課長補佐 最初に御説明したとおり、まだ主にB to Cを基本にして我々はいろいろ施策をやってきておまして、なかなか今のC to Cのお話というのは、おっしゃるとおり、すごくいろいろな論点があると思いますけれども、我々の中でも余りまだ整理し切れてなくて、それは今後考えていく上で課題だと思っておりますので、徳島で実証実験をやることによって情報を得て、いろいろ考えていきたいと思っています。今のところ、何か決まったものとかはないです。

○増島構成員 世界的な議論でこういう方向性で何か議論されていますとか、消費者のプロテクション・プリンシプルズみたいなものとの関係で、こういうものをどういうふうに考えたらいいかみたいなものが一定議論されているはずだと承知していたのですが、その辺のアップデートだけでもよろしいのですが。

○田中課長補佐 私は国際的な議論の話は若干担当外の部分がありまして、今、この場でお答えすることができないのです。

○安念主査 どうぞ。

○高田企画官 きょう、徳島の実証実験のお取り組みを紹介するという形で来ていただきましたので、消費者庁ともお話をし、その辺の情報収集、取材のほうはまた改めて御確認させていただければと思っております。

○安念主査 今の論点は、私はフィロソフィーとして非常に重要だと思います。つまり、情報の非対称はあるのです。それは明らかです。布団をどれだけ消毒しているかということは客はわからない。問題は、シェア・エコの場合、純然たる業者と純然たる消費者との関係ではなくて、どちらも消費者プラスアルファ程度の立場同士だということにあります。そうすると、業者と純粋な消費者との間での非対称を前提とした規制というのは、要らなくなる、あるいは変形する、そういう考え方があるのではないかということですよ。私は可能性としては非常にあると思います。

ただ、私の理解ですけれども、住宅宿泊事業法はいろいろな規制があって、やはり情報の非対称対策はあるのだと思います。ただ、それは今までの旅館業法と同じような発想に立っているのかどうかは今後の研究課題だなという気がいたしましたので、我々としてはテークノートしておかなければいけない重大論点という気がいたしました。ありがとうございます。

○田中課長補佐 補足で申し上げるのですけれども、説明の中で申し上げたとおり、我々の出口が規制にあるとか、そういうのは全く何も決まっていなくて、どういう問題が起こるのかと

いうことはまだわからない部分があって、おっしゃるとおり、B to Cの関係でそのまま規制、そういう考え方のもとにやるべきものではないと思っていますけれども、何か決まったものがあるわけではなくて、我々のミッションとして消費者が幸せに生活できるような世の中をつくりたいということがもちろんあるので、出口が規制になるとか、そこはまだ白紙です。

○座間政府CIO 上席補佐官 政府CIO 補佐官で、デジタルガバメントとか国際の観点で対応しております。法律的な話ですと若干門外漢ではありますが、ISO化の議論の中で、やはり両方もコンシューマーであろうということで、プラットフォーム事業者がどのように両方のコンシューマーを守るのかということが議論されてきました。

その際には、利用者の情報をサービス提供者にも提供するとか、両者に登録を事前に求めるとか、そういったことによって普通の企業等がサービスプロバイダーになっているのとは違う対応をしていかないと、サービスを提供するコンシューマーを守れないという議論は結構盛んにされてきましたので、サービスを提供するプラットフォーム、そういった人たちへの何かしらの義務づけとか、そういったことの議論はなされております。

○安念主査 そうでしょうね。ありがとうございます。
森先生、どうぞ。

○森構成員 ありがとうございます。

私は、例えば今、住宅宿泊事業法でホスト側にいろいろな義務が課せられているわけですが、その手の話はおいおいやっていただければいいと思っています。ただ、先ほどのどんな場合に消費者に対する保護が発動するののかというときに、今の一番の課題としては相談窓口だと思うのです。その所管はいわゆる消費者取引のみですと、片方が事業者で片方が消費者の場合に受け付けるので、全くC to Cのものというのはこちらではとれないのですということになると、これからはメルカリだけではなくて本当にいろいろなものが出てくるわけですから、そこはボトルネックになるだろうと思います。

今すぐにやっていただくべきことは、相談窓口で受けられるか、受けられないのだったらどこかでやっていただくのか、それともシェアリングエコノミーみたいなものが出てきたから、余り消費者取引にこだわらずにC to Cでもやってあげると考えていただくかは、まずやっていただかないといけないのではないかと思います。

○安念主査 そうでしょうね。松岡さん、どうぞ。

○松岡構成員 パソナさんにお聞きしたほうがいいのかもかもしれませんけれども、徳島のようにトラブルというようなものはどういうものがあつたかがわかれば。

○加藤様 ありがとうございます。

トラブルはありませんでした。実は、ここはかなり意識をしてやらせていただいたところで、今回、保健所と警察署、消防署、役所とパソナに窓口を設けていたのですけれども、問い合わせもないという形になっています。

今回気をつけたのが、関係者としてゲスト、ホスト、近隣住民の3つですけれども、ゲストとホストは1度パソナがしっかりとコミュニケーションさせていただいて、そういった問題が起こらないように、事前に研修とか、コミュニケーションの中で解決をするという取り組みをしております。

地域住民の方々に対しては、自治体との普及・啓発活動に加えて、ホストの方に地域住民向けの対応をしていただくような研修を市役所と一緒に提供させていただいたという施策の中で、できるだけ事故が起こらないように、問題が起こらないように進めていたという対策でございます。

○安念主査 関さん、どうぞ。関さんの次に上田さんの順で行きましょう。

○関構成員 いろいろと御説明ありがとうございました。

先ほどC to Cの情報の非対称性については、プラットフォームが提供するレビューの仕組みも完璧なものではないにしても、一つの重要な要素かなと思っています。

それ以外の話で2つほどコメントしたいのですが、1つは今後、この検討会の検討の方向性のうちの一つになるかなとは思いますが、毎度毎度言っている、業法に抵触する分野の法環境整備の話でございまして、グレーゾーンが解消できる分野であれば、それはそれでオーケーですと、先ほど御説明にありました。確認した結果、黒ですと言われたり、あるいは明確に業法の対象になりますといったものについては、やはりサービスをしたいと思った場合には法環境整備が必要だと思っております。

ライドシェアはしつこく言っているつもりであるものの、別にライドシェアに限った話ではなくて、物の配送のシェアの話も業法規制によってできないということで、非常に今逼迫した課題だと考えております。

実証実験等、いろいろ御説明いただいて、そういった方向も非常に重要だと思うのですが、法環境の整備というのも重要なテーマとして優先順位を上げて検討していただきたいとこの検討会では思っております。

その際に3つほどポイントになることが考えられるかなと思っております、1つはどのようなサービスが必要があって、かつ業法で規制されている、阻害されているかということ把握すること。もう一つ、それらのサービスのそれぞれについて、法環境整備の進め方を工程化していくということです。それはどの省庁が担当なのか、いつまでにやるか、そういったことだろうと思います。3つ目が、その工程表に従って検討が進められるように、内閣官房及びこの検討会において担当省庁にしっかり促していくということをお願いしたいと思っております。

コメントの2つ目ですが、認証制度についてですけれども、認証制度の運用について第三者委員会がチェックしていくということになるのかなと理解しているのですが、今後、この検討会において運用の適正性とか効果などについて、その結果を報告いただいて、この検討会でレビューするというをお願いしたいと思います。例えば次回とか。よろしくお願いします。

以上です。

○安念主査 検討会の今後の取り組みについては、また後ほど高田さんのほうから御説明をいただきます。

上田さん、どうぞ、お待たせしました。

○上田構成員 消費者庁の話の続きであるのですけれども、ビジネスによって両方消費者であると考えて、情報の非対称性がないとみなすやつもあれば、あるとみなすやつもあれば、両方が保護する対象であるというのでもあると思います。それはケース・バイ・ケースなのですが、1点忘れてほしくないのが、きょう時点で消費者が買ったものが常識的に考えてシェアして収益化できるにもかかわらず、それが制約されているという、すごく大きな不合理が我々の上に覆いかぶさっているという認識を持っていただきたいと思うのです。イメージで言うと、私が買ったこのパソコン、なぜかわけがわからない法律で4時間しか使ってはだめみたいな、そんな感じだと思うのです。

そういう意味では、所有者である消費者がホストとしてもっともっといろいろな人に貸せるというようなことの保護を推進していただきたいなど。利用者の保護をどうするのか、その保護が要るのか要らないのかということもありますけれども、そちらをしていただきたいと思います。

そういう観点でいいますと、こちらの前回のシェアリングエコノミー推進プログラムの概要の具体的施策の4にも記載があるのですが、シェアリングエコノミー自体の普及・啓発がやはり重要だなと思っていて、そういう潜在的な圧力がかかっているということを本人も気づいていないというのが正直なところでございますので、そういう意味ではこういった啓発活動を本当に頑張っていていただいているとは思いますが、その部分はトピックとしても、正直、今回の報告会でもまだまだ少ないと思いますので、我々も頑張りたいと思うのですが、どんどんやっていっていただきたいと思います。

あと、先ほどの規制緩和というか、業法の扱いに関しましては本当におっしゃるとおりだなと。我々も本当によく聞きますが、有償での自動車配送に関しまして、ライドシェアに続いて結構いろいろなところで声が出てきていますし、ミールシェア、先ほどの阿波おどりのほうでも食べ物は提供してはだめと書いてあって、外国の方が来られて和室に泊まって、和食は食べられないのですよねというのがすごく残念な気持ちになってしまったのですが、民泊は大分整理がされましたけれども、すぐ横にある食べ物のシェアというのもいってほしいなと思います。

以上でございます。

○安念主査 よくわかります。では、次のアジェンダがありますので、その後でまた振り返っていただいても結構ですので、多くの論点をいろいろありがとうございました。

しかし、わずか2年かそこらの間に古典的な論点になったなという感じのものが多くて、世の中の進展は早いです。ありがとうございました。

それでは、議事（3）「今後の方針について」、事務局より8－9に基づいて御説明いただきたいと存じます。

○高田企画官 資料8－9をごらんいただければと思います。

（PP）

これもおさらいみたいな話で恐縮なのですが、シェアリングエコノミーについては2017年の成長戦略の中で3つのお題が出てございます。

1つは、安全性・信頼性の確保を高めていく。それにおいて、先ほど座間補佐官からありましたが、国際的なルールづくりの場にも参画をしていく。これが1つ目。

2つ目として、先ほど関構成員からもありましたが、やはり法令解釈に係るグレーゾーン解消制度の活用であるとか、それでもどうしようもなかったときの対応はどうするのか。これが2点目です。

3点目としまして、これも先ほど上田構成員からありましたが、シェアリングエコノミー伝道師の派遣やマッチングを通じて活用の事例を30地域で創出する。創出したものについてベストプラクティスをまとめて、幅広い自治体へ横展開するということがお題として出されてございます。

以上を一言で申しますれば、昨年策定いただいたプログラムというものを着実に推進して、また、その推進の結果、浮き彫りになった課題というものをこなしながらスパイラルアップしていくということに尽きるのだろうと考えてございます。

（PP）

そういった面で、体制でございますが、民間、国、自治体、それぞれの主体がやるべきことをこなししていくということが原則でありながらも、特に私どもで考えるのは、こういうことが問題ではないか、こういうことはできるよねということもいろいろありながらも、まだ空想の域を出ないとか、あるいはそれぞれの思いの域を出ないものもあるかと思えます。

まずは、具体の事例を一つでも多く創出することが、認知度の向上や安全性・信頼性の向上に向けて、どういったところを手当てしていけばいいのかというヒントになろうかと思っておりますので、こういった活用事例の創出を特に重点的に、この場にいる皆さんのお力を借りながらやっていきたいと思っております。

（PP）

それに当たりまして、こなしおこななければいけないことが2つございます。

1点目は伝道師の件でございますが、先ほど話したとおり、大変御活躍いただいているものの、最近の新聞報道等々を見てもシェアリングエコノミーに向けた関心がふえてございますの

で、そういった取り組みが具体化する中で、今だと人手不足かなど。それぞれ本業の傍らでやられている方も多うございますので、そういったところで人の増員というところを考えさせていただきます。ということが1点目でございます。

2点目といたしまして、活用事例の創出を組織的にやっていきたいと思っております。本日、シェアリングエコノミー協会の方も御出席いただいております。また、各省庁の方も御参加いただいております。業界の皆様はそれぞれのお仕事の中で自治体とおつき合いがあるところがございまして、また各省庁はそれぞれの補助事業やいろいろな事業のおつき合いの中で、活用事例を御承知のところも多いと思っております。ですので、今後、そういった事業が一つ事例としてありそうだなということがありましたら、ぜひ、私どもにも御紹介いただければと思っております。

また、いろいろ取り組んでいる中で、活用の芽があるものがありましたら、私たちのほうで伝道師の派遣等々、最大限バックアップさせていただきますので、そうした出てきた芽を育てるところについても御協力をいただければと思っております。

そして、これはお話しでございますが、そういった取りまとめた事例については年度内に当会議で報告させていただきたいと思っております。ケーススタディーではございませんが、その活用事例を見る中で、先程来お話のある法律的だとか、その他、人的な問題、いろいろな問題が浮き彫りになってくる部分もあろうと思っております。そういった具体的な事例に基づいて、また今回策定したモデルガイドラインのような仕組みの充実、そういったところにつなげていくということを本年度いっぱいやらせていただければと思っております。

私からは以上でございます。

○安念主査 どうもありがとうございました。

それでは、今後の方針も含めまして、またディスカッションをしたいと思っております。50分過ぎまで時間をいただいておりますので、どうぞ、どなたからでも結構でございます。

森先生、どうぞ。

○森構成員 ありがとうございます。

それでは、先ほどのお話に戻ってしまうのですが、天塩町の齊藤さんから御説明いただきました相乗り交通の取り組みですが、資料8-7の7枚目をごらんいただきますと、マッチングになっているところ、運転手さんが登録して、それを同乗者の方が拾っていくというわけですが、それだと稚内なんて遠くないからドライバーさんが登録しないということが問題でして、これは逆に、同乗者のほうから行きたいですと登録をして、それを運転手の方が拾っていくと。ちょっと稚内まで行こうと思っているけれども、誰か困っているお年寄りはいないかしらということであれば、これはかなりマッチングの数はふえると思っておりますけれども、どうしてそのようにされないのでしょうか。

○齊藤様 その論点も今まさに取り組んでおりまして、同乗者の方が行きたいボタンというのがありまして、行きたい登録をしておけば、行きたいという需要に合うドライバーがいたら乗せていってもらうということは取り組んでおります。

○森構成員 なるほど。しかし、抜本的にはドライバーがいたらということではなくて、稚内に行きたい同乗者の方は、かなり時間的には余裕があって、運転手の方のようにすぐに行かなければいけないというわけではないわけですから、2日前、3日前から登録をしてリストを出せば、同乗者の方がすぐに拾っていただけると思うのですけれども、それはできないのですか。それもできるのですか。

○齊藤様 それもできます。同乗者のほうが登録しておくということですね。

○森構成員 そういうことなのですね。私はそこには法制度上の限界があるのかなと思っていたので、この話をしたのですけれども、それができるということであれば、ぜひともやっていただきたいと思います。ありがとうございます。

○安念主査 どうぞ。生貝先生。

○生貝構成員 私も少し後ろに戻って、モデルガイドラインにも関係して、先ほど天塩町あるいはパソナ様のお取り組みをお伺いしていて、やはり地域における地方自治体との協業というものが非常に大事なのだと改めて感じたところです。

そのような中で、特に今回、自主規制原則というか、こちらでモデルガイドラインをつくるに当たって、最近ですと国際的にそういったスタンダードをつくろうという中でも、ダイバーシティやインクルーシブネス、アクセシビリティというキーワードが大変重要視されつつあると認識しています。それは最初、CIO様がおっしゃったとおりに、一つはやはり高齢化社会への対応であり、そしてアクセシビリティ等というふうになってくると、特に障害者への対応というものをどうしていくかということも大事な論点になろうと思います。

例えば、最近、アメリカ、ヨーロッパ等のこういったところに関する公共政策の議論を見ると、例えばアメリカのAmericans with Disabilities Actの公共の宿泊施設に対する障害者差別禁止の義務が果たしてAirbnbのようなところにかかってくるのかといったところですか、あるいは実証的な研究ですと、ホストの方々のどのくらいがこういった障害者を受け入れているかといった数字も出して議論されています。これから日本でも、特に地方公共団体等との協業のようなことを視野に入れていくとなると、障害者基本法の改正に伴って課された新たな規範がどこまで及ぶのかといったようなところを含めて、中長期的な課題としては一つ視野に入れていかなければならないのかなと考えました。

そこで御質問なのですけれども、まさにパソナ様がああした取り組みを進められるに当たっ

て、研修等で、特別な配慮が必要な方への御対応等で、例えば何か考えられているところがあったり、あるいは地方公共団体と協業するに当たって、そういったところについて何か議論になった点などがあれば教えていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○安念主査　いかがですか。

○加藤様　御質問、どうもありがとうございます。

まさにパソナ自身も、高齢者の方々の雇用とか障害者の雇用に取り組んでいる会社でございまして、実は今回のときも議論の中には出ました。恐らく今ご意見を頂いたとおり、地域住民、ホスト向けの研修会の中で、しっかりと自治体様と協議の上で内容を決めて普及・啓発をしていく必要があります、それは実際に高齢者の方や障害者の方々に対する配慮とか、そういったところの具体的な業務内容まで落とし込んで、しっかりと研修内容に入れていくというのが一つではないかと思っております。

今回、実はゲストの方も、若い方よりもミドル層、高齢者の方々が今回多かったので、階段の上り下りが大変だったり、あとは泊まる場所まで歩くのが距離が結構長かったりで、アナログではございますけれども、事務局のほうでタクシーをご用意させて頂いたり、あとは一緒に自宅を訪問するときに事務局スタッフが同席したり、その場での対応はさせていただいているのですけれども、それをしっかりと体系化して、問題点を可視化して、プログラム化して仕組み化する、標準化するというのが非常に重要ではないかと思っております。

○生貝構成員　ありがとうございます。

まさにこの分野というのは、完全なスタンダード化というか、法律で強制するというところがどうしても難しい中で、従前から自主規制的な方法を国がいかに支援するかという形で対応されてきています。ここで取り組まれていることも親和性が高いところがあるかと思っておりますので、まさにおっしゃっているような取り組みはさまざま勉強させていただけるとよろしいかなと思いました。

○安念主査　天塩町さんはいかがですか。病院通いをしていच्छる方の中には、例えば足が御不自由な方もいच्छるのではないかと思うのですが、そうすると、ドライバーさんの層がなかなか広がらないというのは、そういう人たちをハンドルする特別のスキルもないので、つい尻込みをしてしまうということがあるかなと想像もするのです。

○齊藤様　その点は論点になり得ると思います。障害者の方とか体の不自由な方を乗せて稚内に向かうというドライブは今のところ登録はされておりませんが、今後出てくる論点だと思っております。

○安念主査 あり得ますよね。

○齊藤様 あり得ます。

○安念主査 ありがとうございます。ほかの方、どんな論点でも結構です。
増島先生、どうぞ。

○増島構成員 今後の方針に関連をする部分なのかもしれないのですが、我々のやっている大きな活動をもう少し大きく捉えていただくといいと思うのですが、これはネットワークの問題なので基本的には数年かかるのです。これはもう初めからわかっていることで、乗ってくるとビヨンといくという世界で、これがいつぐらいに来ますかというピックアップがどのぐらいでしょうかということ、3年、4年ぐらいかかってピックアップして、これはまじで来たねという感じになるでしょうと。

他方で、政策的に支えていただくと、このリードタイムの部分をもう少し上に上げていくことができるかもしれない、そうするとこのポイントがピョッと上がっていくところがもう少し早まっていくといいねと。好ましいものとして一応捉えていただいているのであるとすると、大きな絵からするとこうなることは明らかなので、それを早くするために今我々はやっているのだと。まず、この全体との関係の位置づけをはっきりしていただくといいだろうということ。

もう一つあるのは、民間サイドはニッチのままで終わるつもりは余りなくて、最終的にはスケールするというのがビジネスとしては大事ですから、そのときに何だかよくわからない、グレーなのですよという中で、ガイドラインでやっているの、ぎりぎりのところでお目こぼしくださいみたいなところで終わるつもりは余りないと思っているのです。

そうすると、全体をやっていることの位置づけをどう位置づけていくべきかということ、今はこれでいいのです、具体的な事例をいっぱいやってくださいということですが、これをやっていくと共通論点が出てくるのです。共通論点は今回出ているところで実は結構わかっておりまして、ユーザーをどう登録させるのかということとの関係で、一つデジタルデバイスの問題をどういうふうに克服するのかという問題がありますし、あとはリスクをどうするかという観点から、やはり保険に頼らざるを得ないといけないので、保険の話が出てくるのですが、他方で保険の話でも例えば民泊で家につけますといったときに、その保険は事業者保険ですか、個人保険ですかとか、こういう論点が出てくるというのもわかっています。

あと、このマッチングビジネスは供給側と使う側、利用側があって、ここは鶏・卵関係なのですが、ふやしていくためには実は供給側のほうをふやさなければいけないというのはAirbnbでも実証されているのです。ここをふやしていくためにはどうしたらいいかということ、そのやり方の一つとしてサブシダイズという方法があると言われてはいるわけですが、お金をつけてやるというのは本末転倒な気がする、そうするとこの人たちがやりたいとイン

センティバイズする仕組みは何か必要で、それは恐らくちゃんと一定お金が入ってくるということなのだろうという気がします。

なので、ノッテコさんのような形で実費ですというのでも、自分の燃料代が浮いたからいいというのでもいいのですけれども、もう少し業に当たらないと言えるような範囲でもうちょっとインセンティバイズできるようなことを認めていただける仕組みが全体的につくれないか。

繰り返すようですけれども、これは国としてもいいことであるという位置づけで、もう少し頑張ってもらいましょうというモードに入っている以上は、これを推進するような方向で施策を考えるべきで、そうすると、このモデルで一番の肝はやはり供給者側ですので、供給者側にもっとプラットフォームに乗っていただくような施策としてどういうことが考えられるのか、それが変なもうけ主義に走らない程度にやっていくというモデルにどういうふうにしていったらいいのか、多分この辺が肝になっていくはずなのです。我々、先生ともやらせていただいているサンドボックスの仕組みもそうですけれども、こうやっていくと事例が出てきて、そうするとその論点が出てきて、この論点を克服するために政策を出して、ルールを変えていく、この大きなプロセスを今我々はやっている。そのためのまずは事例出しのところをやっている。こういうことだと思うので、先ほどの位置づけという観点からいうと、もう一つの位置づけとして、政策を変える、ルールを変えるための大きなサイクルを今回しているところです、今はここにいますというふうに言っていたら、恐らく民間事業者さんとしては、これからこの事業はこういうふうになっていくのかといったときに、今はこのフェーズです、これからはこういうことになっていくのですとなくなっていくと非常に見通しも立ちやすいし、そろそろこういうことを考えてもいいのではないですかという話になっていくはずなので、その2つの面での大きな絵を示していただけるとありがたいかなと思いました。

○安念主査 今まで伺っていて、例えば上田さんが5%しか浸透していないとおっしゃいました。別にシェアリングエコノミーという言葉覚えてもらわなくてもいいのだけれども、そういう概念があるというアウェアネスを高める必要がある。それと増島先生がおっしゃったことは、言い方を変えれば、供給制約がいろいろな形であって、その原因は必ずしも規制だけではない。その供給制約をできるだけリラックスしていかないと、供給量自体がふえないわけだから、ニッチで珍しい、みたいなので終わってしまうというお話だったと思います。今後の進め方においてもそここのところは非常に重要ななという気がいたしました。

どうぞ。

○加藤様 ありがとうございます。

供給側の問題でインセンティブが必要であろうという話ですけれども、今回の徳島市の阿波おどりのホストがなぜ取り組んだかというのが一つのケースになるかなと思っています。

阿波おどりはお盆期間でございまして、普段は家族が家にいます。ただ、中には息子夫婦が帰ってこなくなった御夫婦がいたり、ちょっと寂しがっていたりします。あとは、徳島の文化

をもう少し深く発信したいのだけれども、機会がないと思っている住民の方もいらっしゃいます。今回参加された方はそういった方が大半になっていて、数日間の業務ですので、収入はちょこっと入るということでございます。

あとは、実際に交流すると非常に楽しく、文化的な価値が交換される。ですので、インセンティブは経済資本だけではなくて、人とのつながり、社会関係資本だったり、自分の好奇心とか、教養を深める文化的資本の構築という観点もあわせてインセンティブをどういうふうに地域住民の方に設計していくかというのは非常に大事な観点ではないかと思いましたので共有させていただきました。

○松岡構成員 パソナさんと天塩町さんにお伺いしたいのですが、金銭的なやりとりというのはどういう形でされたのでしょうか。ガソリン代にしても、宿泊にしても、どういう形で。

○安念主査 それは大切だと思います。パソナはどのような形のやりとりですか。

○加藤様 旅行者の方から、プラットフォームを経由して、我々が一旦授受して、我々から地域住民の方にお支払いをしています。

これは幾つかの観点がありまして、地域と人によって経済価値交換のコミュニケーションの相性がございます。インターネット上から振り込まれるというのが特に違和感がない人もいれば、安心した誰かからお金が振り込まれるということが大事な人もいらっしゃいます。

また、テクノロジーの活用が苦手な高齢者の方や障害者の方もいらっしゃいますので、その人の経済資本の価値交換文化とか消費文化に寄り添ってホストさんをサポートしていくという観点を今回やらせていただいたというのがポイントになります。

○安念主査 何となくわかりました。天塩町はいかがですか。

○齊藤様 天塩町のライドシェアの場合は単純で、プラットフォームに車種を登録したら、距離に応じて実費が算出されます。それをもとに現金でのやりとりになっております。

○松岡構成員 本人同士ですか。

○齊藤様 本人同士です。

○安念主査 どうぞ。

○松岡構成員 欧米の場合は、大手のところは現金のやりとりはほとんど直接ではないですよ。みんなプラットフォームが介在している。どちらかというと、私なんか利用する場合、

そのほうが安心できるみたいなどころがあるのです。そういうことが利用できない人のためというのはよくわかるのですけれども、第三者がちゃんと管理するというのはすごく安心できるので、その辺も検討していただけたらと思います。

○安念主査 どうぞ、上田さん。

○上田構成員 恐らく一般的にはプラットフォームが間に入るということがほとんどで、かなりイレギュラーケースの2つだと思います。また、ノッテコはこれまでホワイトと言われ切られていただけなかったのが、現金のやりとりをしていて、手数料ゼロなのです。そういう意味でも、今だけということです。

おっしゃるとおり、プラットフォームが間に入ったほうが、エスクローという意味では両者にとってすごく安全なのですが、一方で、そのエスクローが資金決済的に法律的にどうなのだという、またそういう茶々と言ったらあれですけれども、そういうところからはセーフティにさせていただくというのはすごく重要なことかなと思います。

○安念主査 プロバイダーとしてはそうですね。できるだけさわりたくないというのは当たり前の話です。

森先生、どうぞ。

○森構成員 私も上田さんのお話をしようと思っていたわけですがけれども、そういう意味で資金移動業の規制についても、シェアリングエコノミーのプラットフォームには本当につきもの話なので、これは附箋を張っておかなければいけないということですよ。

これは聞いた話で、正確ではないのですけれども、ああいうものが余り海外にはないらしくて。

○安念主査 ああいうものとおっしゃるのは。

○森構成員 直接的な資金移動業の規制です。これは聞いた話ですよ。私は全然調べるリソースもないのですけれども、進出してきたときに聞いてびっくりするみたいな話も聞いたことがあります。それはどこから来たのかわからないのですが。

なので、ないのか、緩いのか、わからないですけれども、海外ではこのとおり自分たちの国ではできていたのに、日本に来たらその問題があるから決済が仲介できないということを知ったことがあります。海外の制度はよく知らないです。それが1つ。

全く違う話なのですけれども、さっきのパソナさんの話を聞いていて思いましたのは、我々は需給のマッチングのことはずっと考えてきたわけですし、需給のマッチングがうまくいったよね、こんなとこんなのとてというのは非常にしてやったりみたいなのはあったと思うのです

けれども、需給マッチングだけではない社会問題の解決みたいなことがシェアリングエコノミーを通じてできてきたという例を、ああいうふうに教えていただくことが少しずつできていて、それは何か我々としても予想外だったというか、社会課題の解決ということは言っていましたけれども、具体例は余りイメージできていなかったのも、さっきの今後の方針について、ベストプラクティスの作成みたいなところで、そういう社会課題の解決みたいなことも一つばんとフィーチャーしていただいたらいいのかなと思いました。

○安念主査 確かにね。何かコメントがありましたら。

○高田企画官 耳の痛い御指摘もありましたが、いずれもなるほどと思うことばかりでした。

1点補足させていただくと、大きな市場をビジネスとしてスケールアップさせていくための見取り図がないのではないかという御指摘は、そのとおりだと思います。ただ、今回の事例について、私のほうからあらかじめ説明しなかった手落ちであるのですが、今回の発想としてはシェアリングエコノミーはビジネスというよりも、一つの手法だと思っておりますので、我々公共政策の担い手として、こういった地域課題、公共のソリューション解決のためにシェアリングエコノミーというのがどういうふうに活用できるのかという事例を御紹介したくて、今回、事例の発表をお二方に御足労をお願いした次第です。

ですので、これがシェアリングエコノミーの全てだと言う気ももとよりないですし、こういうやり方だけで政府は進んでいくということではないですが、今の森構成員に言っていたように、社会課題の解決のツールとして有効だということを政府としてはすごく大事に思っていますので、皆さんがおっしゃったことに加えて、こういった観点もぜひ盛り込むことをお許しいただければと思っております。

○安念主査 ありがとうございます。どうぞ、上田さん。

○上田構成員 先ほど増島先生からの御意見を聞いていて思ったのですがけれども、私も政府として、もしくはこういう会としてどういうふうに進めるのが適切なのか、よくわからないのですが、企業経営を知る場合においては、あらかじめイメージをつくると思うのですが、例えば当社においてはクラウドソーシングを有効活用しましょうよというのを社内で運動しているのですが、3年後には例えば7割ぐらいはクラウドソーシングにして、正社員の比率はこうしましょうみたいなイメージを出すことによって、そこらじゅうが動きやすくなるというのがあるのですがけれども、本当にいろいろな取り組みで、事例とか実験というのも出てきているのですが、どこかのタイミングで、例えば普及活動も必要なのですが、それもイメージを持ってやらないと、例えば天塩さんみたいな事例というのが全国にどれぐらい普及していて、普通の御老人の方が公共交通機関がない中でどれぐらい、当たり前ですけれども、そこら辺の道路にそこら辺の車がびゅんびゅん走っているわけで、それに乗れというのは、当たり前なのですが、鶏と卵

問題があって、誰もどれぐらいまで持っていったらいいかわからない、実験は進んでいるのですけれどもみたいな、それを突破していくためにも、そういったイメージづくりを一つの形として定義、提示、策定。もうちょっと一般論的な目標があるのは理解しているのですが、未来投資戦略みたいな5行ぐらいで表現されている。やはりここはシェアリングエコノミーの会だと思しますので、もうちょっと踏み込んだ形でそういったものをつくれないうのかなというのは感じております。

○安念主査 指標みたいなものを出すというのはどうですか。例えばさっきあった、車の座席の利用率3%、5%を3年間で何%にしましょう、とかですね。副業を持っているサラリーマンの割合は今ほぼゼロなのを、何%に高めましょうとか。例えばの話ですが。つまり、寝ているキャパを有効利用しようということだから、今3%のものを30%にしようみたいな話もくはないかなと、今伺って思っていたのです。

○上田構成員 本当にそういうのでいいと思います。これからすごく重要なテクノロジーが開発される必要性は一切なくて、鶏と卵の認知が広がるだけの話なのです。助け合いなので。AIとかであれば、これからテクノロジーがどこまで進むのかわからないから、未来像をイメージしづらいというのはわかりますけれども、シェアリングエコノミーに限って言うと、スマホとソーシャルメディアが普及しただけでも十分ですので、あとはそういったイメージをもっと持っていければうれしいですね。

○安念主査 それは進め方の点で非常に重要でしょうね。知られないと話にならないですね。ありがとうございます。

それでは、大体いい感じの時間になりましたので、意見交換はここまでとさせていただきます。活発な御議論をいただきありがとうございました。

それでは、議事(5)ですが、今後のイベントの告示事項などがございましたら、どうぞ御発言をお願いします。上田さん、いいですか。どうぞ。

○上田構成員 昨年も実施させていただいたのですが、ことしも11月8～9日の2日間にかけて、シェアリングエコノミーサミットという形で渋谷区と共同でさせていただくことになりました。ことしも14自治体の方が新たにシェアリングシティを宣言いただくとか、先ほどお話もありましたが、認証制度を新たに第二弾というふうにして4～6社ぐらい出すとか、その他海外のシェアリングエコノミー事例を発表していただく政治家の方、もしくは事業者の方に来ていただいて、渋谷区中心の会場でさせていただきますので、ぜひ御参加、またいろいろ御協力いただけることがあればお願いできればと思います。どうぞよろしく申し上げます。

○安念主査 ありがとうございます。もう1年たったのですね。

どうもありがとうございました。今後の進め方も含めて活発な御提案をいただき、本当にありがとうございます。それから、プレゼンをいただいた各省庁の方々にも、大変お忙しいところ、貴重な情報を提供していただきまして本当にありがとうございました。

個人的なことを申しますと、私は北海道の旭川の出身でございまして、天塩町さんの話を聞くとちょっと胸に迫るものがございますね。車がびゅんびゅん走っていると上田さんはおっしゃいましたが、北海道でびゅんびゅん車が走っているところなんかはございません。国道でも高速道路と同じようにスピードが出ますので、稚内まで70分、1時間かそこらというのはよくわかります。ほとんどとまらないで行けますので。しかし、それが問題の深さを語っていることとございます。つまらないことを申しました。

それでは、本日はこれにて閉会させていただきます。活発な御議論をいただきまして、皆様、本当にありがとうございました。

なお、この後、本会場にて事務局よりプレス向けのブリーフィングがありますので、御興味のある方はどうぞ御参加をいただければと存じます。

きょうはどうもありがとうございました。